

<報道発表資料>

令和5年3月24日

職員の懲戒処分について

<処分1>

1 事件の概要

当該職員は、令和4年12月25日（日曜日）、貸与されていた事務所の鍵を使用して在籍していた埼玉県越谷県土整備事務所に立ち入り、所内にある金庫から収入印紙70万1,000円を窃取した。

2 処分の内容

対象職員	県土整備部県土整備政策課 技師 柳本 拓（やなぎもと たくま） 男性（32歳）
処分内容	免職
処分年月日	令和5年3月24日（金曜日）
処分理由	当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

3 管理監督者の処分

こうした事案を防止できなかったことは、結果として管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】	【年齢】	【性別】	【処分内容】
埼玉県越谷県土整備事務所 所長	60歳	男性	訓告
埼玉県越谷県土整備事務所 副課長級職員	60歳	男性	訓告

※ 金庫の鍵を管理する担当者に対しては、文書による注意を行った。

<処分2>

1 事件の概要

当該職員は、平成29年度から令和3年度にかけて、事務分掌で定められていた団体会

計の事務処理を適切に行わなかったことにより、35万7,249円の使途不明金を生じさせた。

また、令和3年度、4年度において免税軽油申請を遅延したことにより、12万8,400円の損失を生じさせた。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県農業大学校 主任 男性（37歳）

処分内容 停職6月

処分年月日 令和5年3月24日（金曜日）

処分理由 当該職員の行為は、職務上の義務に違反し、職務を怠った行為であるとともに、公務に対する信用を著しく傷つけ、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

3 管理監督者の処分

こうした事案を防止できなかつたことは、結果として管理監督者としての責任を十分に果たしていなかつたと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】	【年齢】	【性別】	【処分内容】
埼玉県農業大学校 校長 (平成30年度・令和元年度)	63歳	男性	戒告
埼玉県農業大学校 校長 (令和2年度・令和3年度)	61歳	男性	戒告
埼玉県農業大学校 副課長級職員 (平成29年度)	59歳	男性	訓告
埼玉県農業大学校 副課長級職員 (平成30年度・令和元年度)	58歳	男性	訓告
埼玉県農業大学校 副課長級職員 (令和2年度・令和3年度)	53歳	男性	訓告
埼玉県農業大学校 主査級職員 (令和2年度・令和3年度)	59歳	男性	訓告

※ 令和4年度の管理監督者に対しては、免税軽油の申請遅延に関し、文書による注意を行った。

<処分3>

1 事件の概要

当該職員は、令和4年12月9日（金曜日）午前7時41分頃、鴻巣市郷地地内の道路を自家用車で走行中、制限速度時速30kmのところ時速61kmで走行し、時速31kmの速度超過により検挙された。

その後、令和5年1月26日に熊谷簡易裁判所から罰金6万円の略式命令に処せられた。

また、令和4年2月24日に違反した時速30km未満の速度超過による累積点数により、令和5年1月30日に60日間の運転免許停止処分を受けた。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県立精神保健福祉センター 主査 男性（43歳）

処分内容 戒告

処分年月日 令和5年3月24日（金曜日）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

○ 問い合わせ先

（1）職員の懲戒処分（処分1）について

○ 総務部人事課 人事管理担当 細田・田中
直通048-830-2428 内線2423・2434

（2）職員の懲戒処分（処分2）について

○ 総務部人事課 人事管理担当 細田・森田
直通048-830-2433 内線2423・2895

（3）処分2の不適正事務処理について

○ 農林部農業政策課 職員担当 中本・内田
直通048-830-4019 内線4012・4021

（4）職員の懲戒処分（処分3）について

○ 総務部人事課 管理担当 梅村・須藤
直通048-830-2437 内線2437